

○三重県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する三重県規則案新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第2条、第10条関係） 第3 許可地域等における屋外広告物の許可基準		別表（第2条、第10条関係） 第3 許可地域等における屋外広告物の許可基準	
種類	個別基準	種類	個別基準
1～3(略)	(略)	1～3(略)	(略)
4 広告板	<p>1 表示面積は、1面につき35平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、10メートル以下であること。</p>	4 広告板	<p>1 表示面積は、1面につき35平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、10メートル以下であること。</p> <p>3 <u>自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。</u></p> <p>(1) <u>高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側500メートルを超え1,000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える地域に設ける広告物</u> 300メートル以上</p> <p>(2) <u>条例第3条第1項第5号の知事が指定する道路又は鉄道の区間（上記(1)に規定する知事の指定する道路の区間を除く。）の両側100メートルを超え500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物</u> 100メートル以上</p>
5 広告塔	<p>1 表示面積は、合計70平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、15メートル以下で</p>	5 広告塔	<p>1 表示面積は、合計70平方メートル以下であること。</p> <p>2 高さは、15メートル以下で</p>

あること。

6～16(略) (略)

あること。

3 自家用広告物を除く広告物相互の間隔は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める距離を保つこと。

(1) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに知事の指定する道路の区間の両側500メートルを超え1,000メートル以下の区域で当該区間内の道路から見える地域に設ける広告物

300メートル以上

(2) 条例第3条第1項第5号の知事が指定する道路又は鉄道の区間（上記(1)に規定する知事の指定する道路の区間を除く。）の両側100メートルを超え500メートル以下の区域で当該区間内の道路又は鉄道等から見える地域に設ける広告物

100メートル以上

6～16(略) (略)